

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
広陵町	広瀬地区	令和4年3月29日	令和5年3月20日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	52.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	30.2 ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	25.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.1 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

<p>地区における70歳以下の農業者の割合は高くなっているが、5～10年後には高齢化の進行により71歳以上の割合が7割を超えている。また、地区の農業者の6割が後継者の目処が立たない状態となっており、さらに農地が一部の耕作者に集中していることから、後継者の確保が課題となっている。</p> <p>過去には場整備事業が行われた地区ではあるものの、未整備地や小区画の農地が存在しており、また、水路の老朽化も進行していることから、将来の中心経営体が効率的な営農を行うためには農地の区画拡大や水路の再整備といった対応が必要となっている。</p> <p>地区における主要な作物は水稻であるが、米価の低さから小規模農家では赤字となっており、また、その他の作物についても安定した販売先の確保ができていない。さらに農機具の保守・更新にかかる負担の増加や肥料・資材等の価格高騰により、農業経営がより厳しいものとなっている。</p>
---

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

担い手のいない農地について、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組合といった中心経営体に集積を図る。
上記以外に地域で営農を行う者に対しても農地の集積・集約を図る。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	担い手A	水稲+野菜	1.1 ha	水稲+野菜	2.6 ha	広瀬地区
認農	担い手B	水稲+野菜	0.4 ha	水稲+野菜	1.0 ha	広瀬地区
認農	担い手C	水稲+野菜	0.6 ha	水稲+野菜	1.1 ha	広瀬地区
認農	担い手D	水稲+野菜	0.5 ha	水稲+野菜	1.0 ha	広瀬地区
認就	担い手E	野菜	0.3 ha	野菜	0.5 ha	広瀬地区
その他	担い手F	野菜	0.3 ha	野菜	1.2 ha	広瀬地区
その他	担い手G	水稲	0.9 ha	水稲	1.2 ha	広瀬地区
その他	担い手H	水稲	0.6 ha	水稲	1.6 ha	広瀬地区
その他	担い手I	水稲	0.4 ha	水稲	1.0 ha	広瀬地区
その他	担い手J	水稲	0.4 ha	水稲	0.9 ha	広瀬地区
その他	担い手K	水稲	1.0 ha	水稲	1.5 ha	広瀬地区
計	11 人		6.5 ha		13.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の集積にあたっては、農地中間管理機構の活用を検討する。
将来的な担い手となる集落営農組合の設立を検討する。
地区外の新規就農者等の定住・定着に向け、空き家等を活用を検討する。
農地の効率的な集積・集約を図るため、農地の区画整備やスマート農業の導入などを検討する。
収益性の高い小麦や野菜などの作付を推奨し、農業者の経営規模の拡大を図る。